

# 訪問看護ステーションかのん 運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社 山梨福祉総研が開設する訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業を実施することにより、在宅において要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態にある方、疾病、負傷等により居宅において継続して療養を受ける方に対し、療養生活を支援し、心身の機能維持、回復及び向上を図ることを目的とする。

## (運営方針)

第2条 ステーションは、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境等を把握し、利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう支援する。

2 ステーションの運営にあたっては、医師、関係市町村、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者、地域包括支援センターとの総合的な連携を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの提供に努める。

3 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 訪問看護ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションかのん
- (2) 所在地 山梨県甲斐市西八幡 3822-1 番地

## (職員及び職務)

第4条 ステーション職員・職務は次のとおりとし、看護職員・リハ職員との情報の共有を行うとともに、医師及び他事業所との連携を図り、利用者の安全確保とより良いサービスの提供を行うことに努める。

- (1) 管理者 保健師又は看護師 1名

①管理者は、ステーションの従事者の管理、利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元化に行うとともに、従事者にステーション運営に必要な指揮命令・監督を行う。

②訪問看護が適正に行われるように他の部門と、また地域における他事業所との連絡調整を総合的に行う。

- (2) 看護師等 看護師 常勤換算 2.5名以上  
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 必要数

看護師等は、利用者の心身の維持回復を図るために必要なサービスを提供し、その結果の記録及び報告を行う。

(利用対象者)

第5条 訪問看護の利用者は、通常の実施地域に居住し、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律及びその他の法律（以下「医療保険」という。）の規定による訪問看護の給付を受けることができる者で、疾病、負傷等により家庭における療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護を必要と認める者。
- (2) 介護保険法の規定による居宅要介護者等について、ケアプラン内で訪問看護が位置づけられ、主治医が訪問看護を必要と認める者。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日  
但し、12月29日から1月3日までの年末年始、創立記念日（6月1日）は除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする  
但し、ケアプラン内での時間外訪問・緊急時訪問はこの限りではない
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(訪問看護の提供)

第7条 ステーションが行う訪問看護は、次のとおりとする。

- (1) 医療保険適用の場合は、利用者の状態により、主治医の指示に基づき訪問看護を行う。
- (2) 介護保険適用の場合は、介護支援専門員により作成された居宅サービス計画に沿って、又医師の指示に基づき訪問看護を行う。

(訪問看護の内容)

第8条 ステーションが行う訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状観察 内服管理
- (2) 食事・水分・栄養管理・排泄ケア・清潔ケアなど
- (3) リハビリテーション（評価から機能動作訓練・言語療法・環境調整など）
- (4) 精神支援
- (5) 介護者への介護指導
- (6) 褥瘡や創傷への処置
- (7) カテーテル類・医療機器の管理
- (8) 医師、他事業所との連携

その他、上記に属さない必要な療養上の世話又は診療の補助

(訪問看護計画書及び報告書の作成等)

第9条 ステーションにおける訪問看護計画については、次のとおりとする。

- (1) 看護師等は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状態等を踏まえて、療養上の目標、当該目標の達成のための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成する。  
また、居宅サービス計画書等が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って訪問看護

計画書を作成する。

- (2) 看護師等は、訪問看護計画書の主要な事項について利用者及び代理人又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。又、訪問看護計画書を利用者及び代理人又はその家族に交付する。
- (3) 看護師等は、訪問看護計画書及び訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成し、主治医へ提出する。
- (4) 管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。

#### (緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状に急変その他の事態が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求め必要な処置を行う。又、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な処置を行う。

#### (利用料)

第11条 基本利用料として利用者から支払いを受ける額は、法が定める基準によるものとする。

- 2 体調不良等やむを得ない理由を除き、利用者の都合でサービスを中止する場合には、利用者は看護師等が訪問する前までに申し出るものとし、連絡なき場合には法が定める基準額の10割を徴収する。
- 3 第12条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費については、実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに70円を徴収する。又、医療保険適応の場合には、事業所から2キロメートルを越える地点から片道1キロメートルごとに70円を徴収する。
- 4 3項に規定する交通費の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者及び代理人又はその家族に対して説明を行い、同意を得る。

#### (実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、甲斐市（安寺、岩森、牛匂、打返、宇津谷、漆戸、大久保、大岱、上ノ山、上芦沢、下芦沢、上菅口、下菅口、上福沢、下福沢、亀沢、吉沢、神戸、境、栄、獅子平、菖蒲沢、千田、團子新居、天狗沢、中島を除く）昭和町、南アルプス市（芦安倉、芦安通、大嵐、上市ノ瀬、曲輪田、駒場、塩前、須沢、高尾、築山、中野を除く）中央市、（旧田富町、旧玉穂町）、甲府市（石田地区、貢川地区、新田地区、富竹地区、徳行地区）とする。又、上記以外については相談に応じる。

#### (個人情報の保護)

第13条 ステーションは利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 ステーションが得た利用者の個人情報について、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び代理人又は

その家族の了解を得る。

(相談・苦情の対応)

第14条 ステーションは、利用者からの相談・苦情等に関する窓口を設置し、指定訪問看護（指定予防訪問看護）の提供に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第15条 ステーションは、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・居宅介護支援事業所等及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 ステーションは、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他の運営に関する留意事項)

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び代理人又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保持する。

4 この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人である株式会社山梨福祉総研とステーションの管理者との協議に基づき定める。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年 9月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年11月 1日から施行する。

- 附則 この規程は、平成19年12月11日から施行する。
- 附則 この規程は、平成20年7月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成25年8月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和3年3月22日から施行する。
- 附則 この規程は、令和6年2月1日から施行する。